

令和4年

厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会会議録

令和4年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会会議録

令和4年3月28日（月）午前10時開会

出席議員 13人

1番	田	上	祥	子
2番	神	子	雅	人
3番	栗	山	香	子
4番	井	上	敏	夫
5番	高	橋		豊
6番	望	月	真	実
7番	高	田	昌	慶
8番	山	中	正	樹
9番	渡	辺		基
10番	鈴	木	信	一
11番	阿	部	隆	之
12番	藤	田	義	友
13番	山	本	雅	彦

欠席議員 なし

説明のための出席者

管	理	者	小	林	常	良
副	管	者	小	野	吉	豊
副	管	者	岩	澤	宏	美
会	管	者	霜	澤	勝	美
事	計	者	石	島	和	弘
事	務	長	小	射	伸	茂
	務	長	小	宮		一
	局		瀬	村		
	次					

事務局出席者

書	記	小	泉	祐	司
書	記	塚	田	尚	士

議 事 日 程

- 1 議席の指定
- 2 会期の決定
- 3 議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について
- 4 一般質問

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	井 上 敏 夫	(1) ごみ中間処理施設の周辺環境について ア 交通安全について (ア) 交差点の安全対策について問う。 (イ) 交通規制について問う。	6

- 5 議案第1号 令和3年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）
- 6 議案第2号 厚木愛甲環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例について
- 7 議案第3号 厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第4号 厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会条例を廃止する条例について
- 9 議案第5号 令和4年度厚木愛甲環境施設組合会計予算

議 長 諸 報 告

- 8月27日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（7月分）
- 9月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（8月分）
- 10月14日 小林敬子議員、馬場司議員、岸上敦子議員、阿部隆之議員から組合議会議員辞職願が提出され、11月4日付けで許可した。
- 10月15日 組合議会議員の選出について、厚木愛甲環境施設組合管理者に依頼した。
- 10月27日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（9月分）
- 11月5日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、組合議会議員の選出について、報告があった。
- 11月9日 議会運営委員会委員の選任について、愛川町選出議員の鈴木信一議員、阿部隆之議員を指名した。
- 11月22日 厚木愛甲環境施設組合議会先進事例視察のため、議長、副議長及び議員9人が浅川清流環境組合の視察を行った。
- 11月29日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（10月分）
- 12月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。

- 例月出納検査結果報告（11月分）
- 1月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
- 例月出納検査結果報告（12月分）
- 2月1日 令和4年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、議会運営委員会へ諮問した。
- 2月25日 議会運営委員会委員長から、令和4年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、答申があった。
- 2月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
- 例月出納検査結果報告（1月分）
- 同日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
- 定期監査結果報告
- 3月7日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、令和4年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会招集通知があった。
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、令和4年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会提出議案の送付があった。
- 議案第1号～第5号 5件
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。
- 3月8日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、説明員の出席について、報告があった。

本日の付議事件

- 1
 - く 議事日程に同じ
 - 9
-

○**神子雅人議長** 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10人で定足数に達しております。山中正樹議員、渡辺基議員、鈴木信一議員から遅刻の届出がありました。

ただいまから令和4年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

この際、議事の進行上、愛川町議会選出議員については仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

この際、管理者から発言の申出がありますので許可いたします。管理者。

○**小林常良管理者** 皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和4年第1回定例会開会に当たっての御挨拶をさせていただきます。

本組合は、厚木市、愛川町及び清川村のごみ処理広域化を目的に、平成16年4月に設立され、18年が経過いたしました。この間、様々な課題がありましたが、ごみ中間処理施設の整備につきましては、基本計画の策定や用地取得、事業者選定などを経て、ようやく目に見える形となってまいりました。管理者といたしましても、誠に感慨深く思っているところであります。これもひとえに、構成市町村の皆様、そして建設地であります金田地区の皆様の御理解、御協力の賜物と、心から感謝申し上げます。引き続き、三市町村によるごみ処理広域化を確実に実現するため、災害時にも安定的に稼働できる施設として整備するとともに、完成後も住民の皆様にあられる施設となるよう取り組んでまいります。

さて、本事業は、昨年12月に着工し、本年1月から造成工事が始まるなど、着実に進んでいる状況でございます。令和4年度につきましては、造成工事に加え、施設本体の建築工事にも着手いたしますので、さらに皆様の目に見える形で事業が進んでいくものと考えております。こうしたことから、工事の進捗に係る情報などを皆様にご的確にお伝えできるよう努めてまいります。

今後におきましても、令和7年12月の施設稼働に向け、しっかりと取り組んでまいりま

すので、議員の皆様におかれましては、引き続き組合事業に対し御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(山中正樹議員、渡辺基議員、鈴木信一議員出席)

○**神子雅人議長** 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

日程に入ります。

○**神子雅人議長** 日程1「議席の指定」を行います。

愛川町議会から選挙により新たに選出された議員の議席について、会議規則第3条第2項の規定により議長が指定いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読させます。

○**小泉祐司書記** 朗読いたします。

8番 山中正樹議員

9番 渡辺 基議員

10番 鈴木信一議員

11番 阿部隆之議員

以上です。

○**神子雅人議長** ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。氏名標をお立て願います。

ここで、会議規則第78条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。高田昌慶議員、山中正樹議員にお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

○**神子雅人議長** 日程2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○**神子雅人議長** 日程3「議会運営委員会の

調査事件及び継続調査期限について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付のとおり調査を願うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○神子雅人議長 日程4「一般質問」を行います。

通告に従い、質問を許します。井上敏夫議員。

○4番 井上敏夫議員 ありがとうございます。それでは、私のほうから、ごみ中間処理施設の周辺環境について、交通安全について、通告に従い質問をいたします。

最初に、交差点の安全対策についてお尋ねいたします。

ごみ中間処理施設の建設に伴い、当該施設の外周道路が整備されることにより、施設を利用する人や地域で生活する人、産業を支えている人々など、この道路を利用しようとする誰もが安心・安全に通行できるというイメージを持つと思います。

一方で、ごみ中間処理施設の機能は、ごみの焼却のみならず、災害時等における廃棄物受入れのためのストックヤードを併せ持つ多機能を備えた施設となるほか、近接してふれあいプラザの再整備が行われています。

また、当該施設に隣接して、工業専用地域や、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律による流通業務が立地しており、交通環境が大きく変わります。かといって、将来の交通量を過大に予測し、過大に車線数を増やす必要はないと思いますが、道路を安心・安全、円滑、快適に通行するためには、その空間をしっかりと確保しておく必要があると考えます。道路は周辺環境を大きく変えるものであり、年数が経過するほどに課題が山積していきます。

そこで、交差点の交通安全対策について問うものであります。

次に、交通規制についてお尋ねいたします。

ごみ中間処理施設建設用地に接する外周道路が整備されることとなりますが、周辺には、幅員が狭小にもかかわらず、相互通行に伴う複雑危険な交通状態の道路や、複数の道路が交差する複雑な交差点が存在しています。

そこで、一方通行等交通規制について問うものであります。

以上でございます。御答弁よろしくお願いたします。

○小林常良管理者 ただいま井上敏夫議員から、ごみ中間処理施設の周辺環境について、交通安全について、交差点の安全対策について問う、交通規制について問うとお尋ねでございますが、交差点の安全対策につきましては、事前に交通管理者及び道路管理者と協議を行い、交差点の形状を計画しているほか、工事期間中は、交通誘導員を適宜配置し、安全確保に努めております。

また、交通規制につきましては、今後、交通管理者及び道路管理者との協議におきまして、必要性が判断されるものと考えております。

○4番 井上敏夫議員 管理者の御答弁、ありがとうございます。それでは、順次、再質問をさせていただきます。

ただいま管理者から、交通安全について、交差点の安全対策について問うことについての御答弁がありました。既に交差点については事前に協議して交差点計画を進めておられるとのこと。これはしっかりした計画の下にやっているとしたいと思います。

私が今、図面をお示ししますのは、先日、議員の皆様へ配付された報告書でございます。この資料に基づいて、位置関係を説明していきたいと思っております。

まず、この資料の右上のコーナー、工事建設用地の右上は堤防道路に当たる道路ですね。現在の環境センターと、今、建設が進められて盛土が始まっているところの間の道路でございます。現在、この道路については傾

斜がありまして、堤防道路に出るまでなかなか安全を確認することはできません。コーナーには正面にカーブミラーがありますけれども、ちょっとした隙に見落とす可能性もあります。交差点については、平面交差の場合に、大体2%以内の勾配が決められております。これはちゃんとした規格の道路なんですけれどもね。ここではかなりの傾斜がありますので、この交差点と、建設用地の左側にも交差点がありますけれども、下から上がっていく道があります。ここもやはり交差点の安全確認をする距離が十分取られていない。この辺をどのようにしていけるのか。全体を盛土して上げていくことで傾斜のない交差点になれば、ある程度の安全が確認されると思いますが、この辺の構造について説明をお願いしたいと思います。

○小宮和茂事務局長 ただいま議員のほうから御指摘がありましたとおり、今の環境センターと現在工事を進めている施設の間の道路につきましては、拡幅とともに盛土をしまして、緩やかな傾斜にする形で計画をしているところでございます。

また、クランク状態になっている北側の物流センターのところの道路につきましても拡幅を考えてございまして、その中で緩やかな傾斜になるよう計画してございます。こちらにつきましては大型車の通行は考えてございませんので、緑地の利用者の方、あるいは災害廃棄物が出た場合に災害廃棄物の搬入路、そのような形で考えて整備をする計画を、道路管理者、あるいは交通管理者と検討しているところでございます。

○4番 井上敏夫議員 ありがとうございます。それでは、交差点部分の勾配については緩和され、構造的には安全な交差点になっていくということで理解させていただきます。

あと、今現在、構造物がガードレールになっているのですね。そうしますと、下から上がっていったときに、乗用車ですとなかなか見にくいのですね。ですから、この辺のガードレールをガードロープにするとか、ガードロープにするとまた維持費が高くなるかと思

います。そのときは区間を短くするとかして対応されればいいと思うのです。

それと、現在の環境センター側のほうには植栽がされていて見にくい部分がある。やっぱり交差点になると、少なくとも三、四十メートル、左右の安全確認のために距離を取っていただければと思うのですが、その対応はどのようなのでしょうか。

○小宮和茂事務局長 そちらの対応につきましても、堤防道路側の現在ガードレールが設置されているところにつきましては、現状では高低差が結構あるという部分もありまして、ガードレールが設置されてございます。

ただ、今度、中間処理施設、新しい処理施設ができますと、盛土をして、大体今の堤防道路のレベルとほぼ同じくらいになりますので、ガードレール等の設置は、現状のところは考えてございません。

また、先ほどの新しく建設中のごみ中間処理施設と現在の環境センターの間の道路につきましては、植栽等も踏まえて、今後検討していこうと考えております。

○4番 井上敏夫議員 ありがとうございます。

それでは、話を北側の物流センターとの間の道路に移します。ここはたしか12メートル道路という話を聞いているのですが、先ほどの説明ですと、ふだんは大きい車は通らないということですが、この中の構造を見ますと、角の部分が丸く隅切りというか、えぐられているところがあります。一方で、現在、反対側、倉庫が建っているほうは全くの角地になっているのですね。これですとなかなか、対面通行の場所ですから、前方の確認、左下から次の交差点は右カーブですから見えますけれども、その先の真ん中、上から下りて最初の交差点、ここは非常に見にくいと思うのです。

緊急時にこの道路を開放したときに、大きい車だと、セミトレーラーですと曲がりませんよね、これですと角が直角になっています。反対側は結構丸く取っていますけれども、その辺はどのようにされるのですか。

○小宮和茂事務局長 御指摘のクランクの部分でございますが、今後、施設の整備に並行しまして、現状では大体、3.6メートルから4.3メートルの幅員という形になってございますが、9.5メートルに拡幅する計画でございます。なおかつ緑地側のほうについては見通しのよいフェンスになる形になりますので、交通上は非常に通りやすくなるというふうに考えてございます。

また、セミトレーラー等の通行については現状のところ考えてございませぬので、実際に災害廃棄物を搬入するということで、今後、その時点で検討する必要があると考えてございます。

○4番 井上敏夫議員 そうしますと通行規制を行うことになるのでしょうか。今、金田の住居地域の中は、道が狭いために、通行規制ではないのですが、中型車（3トン以上）通行御遠慮くださいという立て看板が立っているのです。これは規制標識ではありません。単なる案内看板です。それはどういう表示の仕方になるのでしょうか。

○小宮和茂事務局長 今、議員がおっしゃっているのは、災害廃棄物の搬入時ということでよろしいのでしょうか。

○4番 井上敏夫議員 周りに物流倉庫があって、この物流の関係者ではなくても、早めの時間に来て調整する車の運転手が結構いるんですよ、場所的にかかなり空間があるので。そうしますと、多少幅員があるところにかかなり車が入ってきて時間調整している。現状はそういうことを見受けられるので、完全に規制をかけるのか、看板だけを立てて御遠慮くださいというふうにするのかどうか。その辺です。

○小宮和茂事務局長 クランクの部分につきましては、今後、規制のほうは、交通管理者、あるいは道路管理者との協議で実施されるかと考えてございますので、組合のほうとしてもそういったところを確認していきたいと考えてございます。

○4番 井上敏夫議員 ありがとうございます。

それであと、さがみ縦貫道路の現在側道になっている、いわゆる管理用通路を厚木市が市道認定してはいますが、今度、施設側はセンターラインを引いて、完全に車線を区分し、2車線になると聞いています。さがみ縦貫道路の西側は現在のままで、今、路肩に白線が2本引いてありますけれども、白線内の幅を調べると、ほぼ5メートルなんです。5メートルだと大体が一方通行がふさわしいのかなと。結構大型車が通りますから。一方、反対側は2車線なので対面通行かなと思います。歩道が2.5メートルぐらいなんです。そうしますと、自転車がどこを通るのか。車道側の路側帯を通るのか。またその辺の問題も出てくると思うのですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○小宮和茂事務局長 事業区域に接する周辺道路の関係でございませぬけれども、圏央道の側道ということでお話を伺いました。議員がおっしゃったとおり、今建設を進める新施設のほうにつきましては、拡幅して片側1車線ずつ、センターラインを引いて2車線の道路という形で考えてございます。歩道も当然つきますので、今後、緑地の整備も進んで、子供たちが自転車で利用するような場合も考えられますので、今後そういったところの安全性の確保につきましては、道路管理者、あるいは交通管理者と調整を進めてまいりたいと考えてございます。

○4番 井上敏夫議員 調整するにも、やっぱり車道の路肩に1.5メートルの停車帯がついていけば、通行帯ではなく停車帯を自転車が通ることができるのですけれども、それがなく、今の場合ですと車道自体、2車線で路肩も含めて7メートルだと思うのです。それですと車道側を通るのは難しいのかなと。一方で、歩道が2.5メートルの歩道ですと、車椅子が通ったりすると、そこに自転車歩行者という標識は立てられないと思うのです。ですから、協議するにもあらかじめかなりの幅員を取っておかないと、幅員というか空間を取っておく必要があるのではないかなというところで、心配して質問しているのです。い

いんですよ、協議をしていくということ。ただ、協議に幅を持たせるには、そういう空間が必要ではないのかなということ。

それから、今度、現在の環境センター側は出入口ができますね。この間口がどのくらいになるのか。現実、今、ふれあいプラザのほうを見ますと工事をしてはいますが、ふれあいプラザ再整備事業ということで看板が出ていますが、そこの工事現場の入り口がちょうど11メートルなんです。その手前の道路の幅は、道路自体は、車道は5.5メートルで、あと両側に水路と排水路がついています。それを含めると7.3メートルあるんですね。そのふれあいプラザの工事現場に入る車、大きい車は、車線をほとんど使って大回りして入っていくのです。それでやっと11メートルの開口部で入っていく。

そうしますと今度、出入りのときに施設側はどのくらいの開口部があるのか。現在、ここも12メートル道路にするつもりですよ。やはり車道が2車線で7メートル。そうしますと、この今のふれあいプラザの入り方を見ていると、11メートルの入り口があって、車線いっぱいを中心に使って入っていくことになりまして対向車線を脅かしますけれども、その辺の出入口もどうなっているのか説明できたら。——いいです。では、一応そういうところに疑問を持っているということです。

それからあと、この下のほうに、この事業で2車線に新設改良いたしますが、現在、この施設側と、道路が食い違っているんですね。現在の施設の前は、ここの交差点へ入るのに、完全に車線を分けています。途中までは白線で対面通行できて、交差点に入るところで分離帯をつくって分けています。ですから、そこは完全に交互通行1車線ずつになっています。

ところが、この交差点を隔ててこちらの北側ね。施設側というか北側に当たるのですが、現在、2車線で改良しようとしていますよね。反対側の西側の側道、ここは車線というよりも路側帯が2本引いてあって、5メー

トルの車道幅になっています。これを対面通行にしているとね。交互通行で、また反対側は完全に白線を引いて交互通行。非常に複雑な交差点になってしまうんです。

それと、現在、環境センター側のほうから来る車と2車線に新設改良される交差点の車線の食い違いを見ると、13メートルほど食い違っているんですよ。そうすると、環境センターの正面から来た車がここを右折して、新設改良になった左側の車線、左側を通りますから、入ろうとすると、ハンドルが切り切れないというか、車の内輪差、外輪差で通行が非常に困難になると思う。そうすると、現在の環境センター側のほうの分離帯を削って、さらにこちらの新設改良するほうの隅切り、現在3メートルしかありません。これは12メートルぐらいの弧を描いた隅切りになっていないと入っていけないのではないかなと思うのです。

その辺の交差点の改良事業も必要になってくるのかなと思うのですが、これはまだ検討されていませんか。されていなければいいですけれども。

○小宮和茂事務局長 ただいま議員のほうから御指摘いただいたのは、環境センターから新しい施設に向かって、若干、食い違いになっている交差点の部分ということでよろしいでしょうか。そちらにつきましては、地元の皆様からの要望もございまして、食い違いの交差点を解消する形で、今、計画を進めてございます。

○4番 井上敏夫議員 この交差点改良も、一旦やってしまいますと後でやり直すのは大変なことなので、しっかりと最初の段階で対応しておいてもらいたいなと。

私がこれだけ交差点にこだわるのは、この環境センターに入ってくる時に、県道酒井金田線に環境センター入口という交差点があります。そこで、まだ2年もたっていないと思うのですけれども、子育て中のお母さんが車に巻き込まれて亡くなったことがあったのです。その後、その交差点を改良するのかなと思ったら、用地がないんですね。できな

いんですよ、隅切りも全くなくて。これでは巻き込まれるなと思ったんです。そういうことも身近で起きていますし、通るたびに花束が手向けられていたりしていましたので、そういうこともあって、交差点の安全についてはしっかりと空間を取っていただきたいということ。

それから、先ほど言った北側にあります物流倉庫の交差点のところに車の出入口があるんですよ。ここで三重衝突ぐらいの事故。私もこの近くで働いていて、グシャっという鈍い音がしたので見たら、もう三重衝突か何かになっていました。これも近年です。

それから、この先で下依知の物流倉庫があります。あの中でも大きな水路のそばに十字路があるのですが、そこで正面衝突している。やっぱり緑化している生け垣の見通しが悪くなって、それで交差点で事故を起こして、危うく水路に落ちるところだったけれども落ちないで済んだ。そんな話を地元でしていたら、下依知の地元の方は、事故があって、その車ごと水路に落ちましたなんていう話も聞きましたけれども、やっぱりそういうことが頻繁に起きているんです、今までなかったことが。そういう意味で、しっかりと交差点の空間というのは確保していただきたいなと思っています。

それでは、長くなってしまって申し訳ない、交通規制についてお尋ねいたします。

先ほど交差点の改良の関係で安全確保という話をしていましたけれども、この道路の西側、さがみ縦貫道路の西側の道路、いわゆる側道ということですね。新設改良されない、先ほど私が話を申し上げていました、現在、白線が2本路肩に引いてあって、幅が5メートルぐらいしかないという話を申し上げました。管理者答弁では、まだこれから余地を残していただいているような答弁でありましたけれども、この辺の一方通行。今の時点であれば、地元の人でも理解しやすいのかなと思っているのですけれども、それについてはいかがお考えでしょうか。

○小宮和茂事務局長 交通規制につきまして

は、やはり道路を使用する方に不便をかけるという場合もございますので、地元の方の総意というか、御意見も必要になってくるというふうに考えてございます。また、交通規制につきましては、道路管理者、あるいは交通管理者が協議して実施すべきものと考えてございますので、そこところは御理解いただきたいというふうに考えてございます。

○4番 井上敏夫議員 それでは、今、交通規制の関係で一方通行について、地元は、金田のこの地域、環境センター側の地域、金田陸橋から厚木側なんですけれども、ほとんどまともに入れるような広さの幅員はないんですね。普通の幅員でいけば、国道246号からは横須賀水道ぐらい。あとはみんな4メートルか、それぐらいですね。県道についても、十二、三路線ありますけれども、環境センターの交差点、入り口がある、信号機がある、ここから入ってくるのはメインぐらいです。そういう中で、時間規制で入れないところがあります。ある面では一方通行みたいなのですけれども、全体が一方通行の規制がかかっていないので、だからまた混乱しちゃうということがあります。そんなことで、早めに対応してもらいたいなど。

特に一方通行については、警察庁の交通規制基準によりますと、車両の相互通行に伴う複雑、危険な交通状態を単純化して交通容量を増大させ、交通の安全と円滑を図るためとして、積極的に対応してくれる方向にあるというふうに思っています。

それと、このさがみ縦貫道路との交差点、今の環境センターの前、そこからふれあいプラザのほうは交通規制はないんですね、大型車も。そこで大型車進入禁止としてしまうと、ふれあいプラザの今の入っていく開口部まで入っていきません。たまたま私も、朝早い時間に散歩をしていましたら、これを真っすぐ進んで、これから200メートルほど先までこの交差点から西に進むと、牛久保用水の流れている丁字路になっているんです。そこのまですトレーラーが入ってきていたんですよ、コンテナを積んで。もう右往左往して、曲が

り切れないからどうすることもできなくて、後ろからは通勤の車がどんどん来ちゃうので、私もそれを遠くで見ていたので、そこへ寄って、後ろから来る車に、よけてください、迂回してくださいと言って、私も環境センターのところまで200メートルほどオーライ、オーライをしてきました、朝早い時間に。そうしたら数日たった後、私の声だと知っている人が、井上さん、朝早くから御苦労さまでしたなんて言われましたけれども、そういう車が出てきているんですよ。

これを入れていくところは、環境センターの前は、水路敷も含めて7メートル30センチほどあるのです。私、測ってみました。そこまで入ってこられるのです。だんだん細くなってきて、水道路を越えると、水路も含めて6メートルぐらいのところ、それから5メートルぐらいになってしまう。もうその先は隅切りが2メートルであり3メートルで曲がれないのです。

そんな状況も見受けられるので、この辺りはどこかで大型車の規制をしないといけないのかなど。途中で規制するとUターンできませんから、この交差点か、ふれあいプラザにもし入るとするのだったら、ふれあいプラザの辺りで進入禁止にして、そこで転回してもらうとか、そういう規制が必要になってくるのではないかなと思ひましてこの質問をさせていただきます。それまではまだ考えてられないと思うのですが、いかがでしょうか。

○小宮和茂事務局長 今回、新たな焼却施設ができる。あと、3ヘクタールを超える緑地もできるということで、利用者の方も今後増えてくるというふうに考えてございます。ただ、今回、交通規制等につきましては、将来的な部分も含めまして、先ほどから申し上げているとおり、道路管理者、あるいは交通管理者の協議の下で実施されると考えてございますので、地域の周辺道路がどういった形で計画されていくのか、組合側としても注視していきたいと考えてございます。

○4番 井上敏夫議員 最後にしますね。私もいろいろと言っただけですが、

公共施設には、今回造っている建物もあれば道路もあります。建物というのは設計で綿密にやっていきますので、建設工事が始まれば、もうあとは耐用年数に向かって進むだけです。終わりがあがるのです。でも、道路の場合には終わりはないのです。今申し上げたように、交差点で事故があればまた改修しなきゃいけないとか、そういう問題も出てきます。そういった面で、しっかりした交通安全対策を各課連携の下に行って、あるいはまた、関係部署もあります。そういったところと連携して、しっかりした交通空間を取っていただいて、事業を進めていただきたい。

以上をお願いして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○神子雅人議長 以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

○神子雅人議長 日程5「議案第1号 令和3年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第1号 令和3年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4120万円を減額し、補正後の総額を4億2112万3000円とするものでございます。

初めに、歳入歳出予算の内容でございますが、歳入につきましては、分担金及び負担金並びに県支出金、組合債を減額し、繰越金及び諸収入を増額するものでございます。

歳出につきましては、総務費及び衛生費並びに公債費を減額するものでございます。

また、既定の継続費につきまして、年割額の変更などを行うものでございます。

また、地方債につきまして、限度額の変更を行うものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○神子雅人議長 質疑に入ります。栗山議

員。

○3番 栗山香代子議員 歳入についてお伺いいたします。諸収入の中で補正前の額が約2000万円ということでしたけれども、今回、補正額が3600万円、かなり大きな増になるかと思っておりますが、この理由がどのようなものか、御説明をお願いいたします。

○小宮和茂事務局長 諸収入の収入増の理由ということでございますが、土砂搬入の受入れ収入が増える見込みになったということで補正をするものでございます。具体的な理由としましては、土砂搬入を当初予定の2月から前倒しして1月中旬から開始できたということで、土砂の搬入量が具体化して増加したのが理由でございます。

○3番 栗山香代子議員 この土砂について、たしか前回お聞きしたときには山岳地帯でということでお伺いしておりました。その後、場所が変わったというふうにお聞きしていますけれども、それは具体的にどうしたことだったのかと、その土砂の安全性について、どのようなものであるかを確認させていただきます。

○小宮和茂事務局長 搬出現場が変わったというところでございますが、工事工程を検討する中で、今年1月から、組合側の土砂の受入れ及び造成工事の体制が整うことが分かりましたので、事業を確実に進めるため、1月から搬出できる場所に変更したものでございます。これについてはJR側と協定も結んで実施してございます。

また、現在搬入している土砂の掘削の現場につきましては、以前、学校施設があったところでございます。このため、人為的由来の物質について検査を行った結果、汚染の可能性がないことが確認されましたので、カドミウムや水銀など自然由来重金属の8物質を基本として検査を行って、その安全性が確保されたところをもって搬入していただいているところでございます。

○神子雅人議長 ほかになければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36

条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程5「議案第1号 令和3年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○神子雅人議長 日程6「議案第2号 厚木愛甲環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第2号 厚木愛甲環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、本組合が所有する財産の管理及び処分等について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○神子雅人議長 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。一別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程6「議案第2号 厚木愛甲環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例について」は、原案の

とおりに決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○神子雅人議長 日程7「議案第3号 厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第3号 厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、ごみ中間処理施設の整備や運営の状況に応じ、的確な人材の配置が行えるよう再任用短時間勤務職員の規定を定めるため、厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○神子雅人議長 質疑に入ります。高田議員。

○7番 高田昌慶議員 こちらの条例改正、第2条はいいとしても、第9条について数点お伺いいたします。短時間労働については、労働時間に沿ったガイドラインが厚労省から用意されているかと思いますが、この条例改正のうち第9条の「任命権者が定める日数」、この日数というのは、やはりこのようなガイドラインに準拠するという理解でよろしいでしょうか。

○小宮和茂事務局長 議員御指摘のとおり、ガイドラインに準拠する形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○7番 高田昌慶議員 ありがとうございます。この設定数値については理解をいたしました。その中で、実際の職員の年次休暇の取得率について、手元に数値等ありましたらお示しくください。

○小宮和茂事務局長 申しわけありません。今、年次休暇の取得率については、資料の手持ちがございませんので、後ほど御報告させていただきます。

○7番 高田昌慶議員 そうですね。突然聞いてしまったので申し訳なく思っておりますが、その中でもし取得率が低いようでしたら、その改善策も併せて後ほどお示しいただけたらと思います。

以上です。ありがとうございます。

○神子雅人議長 ほかになければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程7「議案第3号 厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○神子雅人議長 日程8「議案第4号 厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会条例を廃止する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第4号 厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会条例を廃止する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、同委員会の所掌事務でありましたごみ中間処理施設の整備方針の検討や整備運営事業者の選定が終了するなど、所期の目的を達成したことから、同委員

会を廃止するため、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会条例を廃止するものでございます。

また、委員の報酬額に関する規定を削除するため、本条例の附則において、厚木愛甲環境施設組合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を併せて行うものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○神子雅人議長 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程8「議案第4号 厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会条例を廃止する条例について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○神子雅人議長 日程9「議案第5号 令和4年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第5号 令和4年度厚木愛甲環境施設組合会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和4年度予算につきましては、広域廃棄物処理施設整備調査事業費及び広域廃棄物処理施設整備運営事業費を措置したほか、人件費及び組織運営費等の必要見込額を措置し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億3068万7000円とするものでございます。あわせて、

地方債及び一時借入金について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入の内容でございますが、分担金及び負担金につきましては、構成市町村から負担金を受け入れるものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金を受け入れるものでございます。

次に、県支出金につきましては、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金を受け入れるものでございます。

次に、繰越金につきましては、令和3年度の残額を繰り越すものでございます。

次に、諸収入を計上するものでございます。

次に、組合債を計上するものでございます。

続きまして、歳出の主な内容を御説明いたします。

議会費につきましては、議員報酬や会議録作成業務委託料などを計上するものでございます。

次に、総務費につきましては、職員人件費、一般事務費のほか、監査委員の報酬などを計上するものでございます。

次に、衛生費につきましては、ごみ中間処理施設整備に係る工事請負費や設計施工監理業務委託料、環境影響評価事後調査委託料などを計上するものでございます。

次に、公債費につきましては、長期借入金利子などを計上するものでございます。

次に、予備費につきまして計上するものでございます。

また、地方債につきましては、ごみ中間処理施設整備運営事業につきまして借入れを行うものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○神子雅人議長 質疑に入ります。山中議員。

○8番 山中正樹議員 それでは、令和4年

度の予算に関して質疑をさせていただきます。

説明書の10ページ、85款諸収入25項雑入15目雑入20節衛生費雑入です。説明欄のその他雑入1億7040万円。これの詳細について伺います。

○小宮和茂事務局長 議員御質問になった詳細でございますが、こちらにつきましては、大部分が土砂の搬入の収入となっております。

○8番 山中正樹議員 土砂の搬入が大部分ということでございます。先ほど補正予算のほうでも少し出たと思うのですが、山岳地域から（仮称）神奈川県駅ですか、橋本のところに搬入の土の出どころを変更したということであろうかと思えます。この令和4年度に関して、やっぱり予定が変わって土砂の搬入量が増えるというようなことはあるんですか。

○小宮和茂事務局長 令和4年度につきましては、現行のとおり変更なくという形で考えてございます。土砂の搬入路につきましては、採掘場所が橋本駅のすぐ近くでございます。そちらから橋本五差路を經由しまして、国道129号を南下いたします。山際交差点のほうも直進いたしまして、最後、関口中央という交差点を左折し側道へ下りて、座間荻野線に一旦入りまして、その後、相模川右岸の市道のほうに入りまして、今の建設地に搬入する形になってございます。

○神子雅人議長 栗山議員。

○3番 栗山香代子議員 先日、現地も見せていただいて、大分イメージができたな、進んでいるなというのを実感してまいりました。先ほど議決されました令和3年度の予算は4億2112万3000円ということで、令和4年度が31億円超ということですので、大きな動きがあるということは、その金額を見ただけでもよく分かるわけですが、令和7年度12月供用開始に向けて、工程、ロードマップが私どもにも示されております。ただ、市民の方がよく分からないというか、いろいろと関心を持って聞かれることがありますの

で、そういうところでより具体的に、令和4年度の予算ですので、令和4年度にどういったことをしていくのかをお伺いしたいと思います。

特に、令和3年度から引き続いてやるもの、それから令和4年度で完結するもの、あるいは終わるもの、それから令和4年度に始まって、その後、続けていく工事など、いろいろと工種はあるかと思えますけれども、市民の方が聞いて分かるような形で御説明をいただければ、私もこの議会が終わってから市民の方に説明ができますので、そのような説明をいただけたらと思えます。

○小宮和茂事務局長 御指摘いただきましたとおり、1週間前ですか、工事現場を御視察いただいて、非常に盛土のほうも多くなってきているということで、目に見えて進捗があることを感じていただけたと思えます。

令和3年度から引き続き実施する事業でございますが、これは引き続き、盛土のほう、造成工事をやっていくということでございます。

また、令和4年度から始まる工事につきましては、事業区域内の地盤面を約3メートル上げる形になりますので、7月から9月にかけて施設エリア周辺にコンクリートのL型の擁壁を設置してまいります。

また、施設の本体工事につきましては、11月から12月にかけて、地盤を掘削する際に周囲の地盤が崩れないように土を押さえる山留め工事を行います。

また、この建物の荷重を地盤が支持できるように、強固な地盤まで約20メートル程度コンクリートくいを打ち込むくい工事及び令和5年1月から4月にかけて、ごみピットや建物本体のコンクリート基礎を造るための地下躯体工事などを実施してまいります。

また、煙突につきましても、12月から同様にくい工事を実施する予定でございます。

事業区域内南側の道路内につきましては、上水道を事業区域内に引き込む給水管工事及び事業区域内に降った雨水を処理する雨水管工事を行う予定でございます。

○神子雅人議長 ほかになければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程9「議案第5号 令和4年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○神子雅人議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして令和4年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午前10時59分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議長 神子 雅人
議員 高田 昌慶
同 山中 正樹